

広域リージョン連携推進要綱

令和7年9月2日（総行行第425号）制定
令和8年1月28日（総行行第41号）一部改正

第1 趣旨

人口減少が進む中にあっても、地域の成長力を維持していくためには、地域における「しごと」を効果的に生み出し、経済・雇用面での地域の持続可能性を確保することが不可欠であるが、そのためには産業振興・観光・交通といった分野において付加価値・競争力を高めていくことが重要になる。

他方、これらの分野については、企業等の活動や観光客の移動の範囲など、その対象が地方公共団体の区域に限定されるものではなく、また、地方公共団体の区域を超えて活動している関係団体・事業者等とのつながりや専門的な知見が必要となるなど、施策によっては、個々の市町村で、あるいは、個々の都道府県で取り組むだけでは十分な効果が発揮されないものがある。このような施策については、市町村・都道府県の枠を越えた広域の単位で、多様な主体が目指すべき姿を共有した上で、それぞれの主体の強みを生かしつつ、一体的に事業に取り組む連携を進めることにより、相乗効果を生み出すことが必要である。

特に、都道府県域を超えた広域の単位で取り組む場合には、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体がプラットフォームを形成し、中長期的なビジョンを共有しつつ、複数のプロジェクトを面的に展開していくことが有効と考えられる。

この点、従来から、都道府県域を超える広域の単位で、都道府県間の連携や経済団体による施策の方向性の共有等を中心とした取組は行われてきたところであるが、地域の成長やイノベーションの創出のためには、より連携を深化させて、具体的なプロジェクトを面的かつ分野横断的に実行していくことが望まれる。

本取組は、こうした観点から、地域の成長につながる施策が面的かつ効果的に展開されていく状態を創出できるよう、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体が連携し、都道府県域を超えた広域の単位で行われる取組を「広域リージョン連携」として推進しようとするものである。

第2 広域リージョン連携の基本的な考え方

都道府県域を超えた広域的な単位で、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体により構成される枠組み（以下「広域リージョン」という。）の下、広域リージョンに参画する各主体（以下「リージョン構成団体」という。）は、共同で広域リージョン連携宣言を行い、その目指すべき姿を共有した上で、広域リージョン連携ビジョンを策定し、当該ビジョンに基づき、地域の成長やイノベーションの創出につながる複数のプロジェクトに、連携して持続的に取り組む。

国は、成長やイノベーション創出のための取組を面的かつ分野横断的に広げていくため、宣言を行った広域リージョンに対し、省庁横断的に必要な支援を行う。

第3 広域リージョン連携宣言

（1）定義

広域リージョン連携宣言は、第3（2）に規定する事項を記載した書面（以下「連携宣言書」という。）をリージョン構成団体が共同で作成し、公表することをいう。

（2）連携宣言書に記載する事項

連携宣言書においては、以下の事項について記載するものとする。

- ① 宣言を行う広域リージョン（以下「宣言リージョン」という。）の名称及びその区域
- ② リージョン構成団体の名称
- ③ 宣言リージョンの目指すべき姿
- ④ 宣言リージョンにおいて取り組むことを想定する分野

（3）リージョン構成団体

リージョン構成団体は、宣言リージョンの下で実施するいづれかのプロジェクトに参画する地方公共団体、経済団体（企業や経営者等を構成員とするものであって、当該構成員の範囲が複数の業種にわたるもの。以下同じ。）、企業、大学、研究機関等の多様な主体とする。ただし、リージョン構成団体には必ず地方公共団体及び経済団体が含まれるとともに、次のア及びイのいづれにも該当する必要があるものとする。

- ア 構成する地方公共団体の区域は、近接する複数の都道府県にまたがっていること（北海道及び沖縄県がリージョン構成団体となる場合又は北海道及び沖縄県の区域内の複数の市町村がリージョン構成団体となる

場合を除く。)

イ 構成する経済団体の主たる活動範囲（複数の経済団体がリージョン構成団体である場合は、各経済団体の活動範囲を併せた範囲）は、アに掲げる地方公共団体の区域をおおむね含んでいること
なお、リージョン構成団体は、他の広域リージョンに参画することも可能である。

（4）宣言リージョンにおいて取り組むことを想定する分野

宣言リージョンは、経済・雇用面での地域の持続性を高めていく観点から、おおむね以下の分野において、原則として、先端科学技術の活用や高度専門人材の育成など、地域の成長やイノベーションの創出につながる取組を行うものとする。

＜宣言リージョンにおいて取り組むことを想定する分野の例＞

A 産業振興分野

：地域における産業クラスターの形成やスタートアップ支援、農林水産物の輸出促進・販路拡大に関する取組等

B 観光分野

：文化・スポーツを含む地域資源を活用した観光の振興に関する取組等

C 交通分野

：MaaS（複数の交通手段を一つにまとめ、検索・予約・決済等を一括で行うサービス）の推進に関する取組等

（5）広域リージョン連携宣言の変更等

リージョン構成団体に増減が生じたときその他の著しい状況の変更があったときは、宣言リージョンのリージョン構成団体は、速やかに広域リージョン連携宣言の変更又は廃止を行うものとする。

広域リージョン連携宣言の変更（軽微な変更を除く。）又は廃止をする際は、原則として、リージョン構成団体における協議を経るものとする。

（6）連携宣言書の公表及び送付

連携宣言書を作成したとき又は広域リージョン連携宣言の変更若しくは廃止を行ったときは、リージョン構成団体は、これを公表し、この写しを総務省に送付するものとする。

第4 広域リージョン連携ビジョン

(1) 広域リージョン連携ビジョンの定義

広域リージョン連携ビジョン（以下「連携ビジョン」という。）は、宣言リージョンが第4（2）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、リージョン構成団体における協議が調ったものをいう。

(2) 連携ビジョンに記載する事項

連携ビジョンにおいては、上記第1の趣旨を踏まえ、以下の事項について記載するものとする。なお、下記の記載事項の全て又はその一部を、広域地方計画（国土形成計画法（昭和25年法律第205号））又は北海道総合開発計画（北海道開発法（昭和25年法律第126号））若しくは沖縄振興基本方針及び同基本方針に基づく沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号））等の参考箇所の記載により代えることができる。

① 広域リージョンの目指すべき姿（中長期的な将来像）

広域リージョンが、③に記載するプロジェクトを通じて実現することを目指す中長期的な将来像を提示するものとする。

② 目指すべき姿の実現に向けたロードマップ

①に記載する広域リージョンの目指すべき姿の実現に向けて、広域リージョンの下で実施するプロジェクトの全体像（各プロジェクトのスケジュール、目標等）を記載するものとする。

③ 宣言リージョンの下で実施するプロジェクトの具体的な内容

宣言リージョン下で実施するプロジェクトごとに、その具体的な内容を記載するものとする。

＜プロジェクトの具体的な内容＞

ア プロジェクトの名称

イ プロジェクトの実施主体

当該プロジェクトの実施主体となるリージョン構成団体その他の主体の名称を記載するものとする。

実施主体については、全てのプロジェクトに全てのリージョン構成団体が参画することが求められるものではないが、一のリージョン構成団体のみであることは認められず、複数かつ多様なリージョン構成団体で構成されるものとする（複数であっても地方公共団体のみ、企業のみといった構成は認められない。）。ただし、複数かつ多様なリージョン構成団体により設立された法人がプロジェクトの実施主体である場合など、

実質的に複数かつ多様なリージョン構成団体が実施主体となっていると認められる場合はこの限りでない。

また、プロジェクトの推進に当たって適當と認められる場合には、リージョン構成団体以外の主体が参画することも可能である。その際、プロジェクトの企画策定から事業の実施・推進までを一体で行う、いわゆる「シンク・アンド・ドゥー・タンク」を実施主体に含めることで、プロジェクトをより円滑に実施していくことも考えられる。

ウ 広域地方計画等における関連する記載

広域地方計画又は北海道総合開発計画若しくは沖縄振興基本方針及び同基本方針に基づく沖縄振興計画における、当該プロジェクトと関連する箇所を記載するものとする。

エ 具体的内容

当該プロジェクトにおいて、実施主体間の役割分担や効率的な実施体制を含め、具体的にどのような取組を実施するのかを記載するものとする。

オ 事業費

予算措置を伴うプロジェクトにあっては、想定する総事業費や各年度の事業費を記載するものとする。

カ 広域リージョンの下で実施することにより期待される効果

広域リージョンの下で実施することにより、リージョン構成団体が単独で実施した場合と比較して期待される効果（広域リージョンの下での面的な展開の度合いや期待される地域の成長やイノベーションの創出等の具体的な内容等）を記載するものとする。

キ 期間

当該プロジェクトを実施する期間（おおむね5年以内）を記載するものとする。当該期間中であっても必要に応じて所要の変更を行うものとする。

ク その他

上記のほか、プロジェクトの実施に当たって必要な事項を記載するものとする。

（3）連携ビジョンの検証及び変更等

広域リージョン連携の取組が持続的かつ効果的なものとなるよう、宣言リージョンは、社会経済情勢の変化も踏まえつつ、連携ビジョンに基づくプロジェクトを実施した効果について、適時に検証を行い、必要に応じて連携ビ

ジョンの変更を行うものとする。

連携ビジョンの変更（軽微な変更を除く。）又は廃止をする際は、原則として、リージョン構成団体における協議を経るものとする。

連携ビジョンの策定又は変更に当たって、連携宣言の記載事項に変更が生じる場合、宣言リージョンは連携宣言を変更するものとする。

（4）連携ビジョンの公表等

宣言リージョンは、連携ビジョンの策定又は変更を行ったときは、速やかに策定又は変更を行った連携ビジョンを公表し、この写しを総務省に送付するものとする。

総務省は、連携ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第5 宣言リージョンに対する国の支援

（1）総務省による伴走支援

総務省において、一の宣言リージョン又は宣言を行おうとする地域（以下「宣言リージョン等」という。）ごとに、各宣言リージョン等の抱える課題解決に向けた助言等の伴走支援を行うものとする。

（具体的な支援内容の例）

- ・広域リージョン連携宣言や連携ビジョンの作成等に関して事前に相談があった場合に、宣言リージョン等に対して助言を行う。
- ・宣言リージョン等におけるプロジェクトの検討に資するよう、国の支援措置等について、関係府省と連携し、分かりやすい形で情報提供するほか、宣言リージョン等に関係府省の窓口を紹介する。
- ・宣言リージョン等から新たな支援措置の求めがあった場合には、必要に応じ関係府省に対して検討依頼を行う。

（2）連携ビジョンに基づき実施するプロジェクトに対する支援措置

① 地域未来交付金（地域未来推進型）の活用

地域未来交付金（地域未来推進型）は、通常、1団体あたりの申請上限件数及び申請上限額が設定されている。この点、連携ビジョンに基づくプロジェクトであって、地域未来交付金の目的に合致し、かつ、その性質上、当該交付金の活用による効果が見込まれるものについては、通常の申請上限に加え、広域リージョン分として、1リージョンあたり最大5件／10億円（単年度当たりの交付上限額（国費））までの申請を可

能とする。

② 関係府省が所管する補助事業等の活用

連携ビジョンに基づくプロジェクトであって、別紙に記載する各府省が所管する補助事業等の目的に合致し、かつ、その性質上、当該補助事業等の活用による効果が見込まれるものについて支援を行う。

③ 地域未来基金費（仮称）の活用

令和8年度地方財政計画において、「地域未来基金費（仮称）」を創設し、都道府県分の普通交付税により措置することとしているところ。各都道府県においては、これを活用して基金を創設した上で、連携ビジョンに基づくプロジェクトを含め、企業立地の推進、研究開発の推進や人材育成・確保のほか、地場産業の付加価値向上・販路開拓等に、複数年度にわたって取り組むことが可能となっている。

④ 規制の緩和等

連携ビジョンに基づくプロジェクトを推進するに当たって、十分な成果を生み出すために支障となる規制等が存在する場合、総務省から関係府省に対し、当該規制の緩和等について検討依頼を行う。また、地方分権改革に関する提案募集又は特区制度における規制改革事項に係る提案募集等、地方公共団体や経済団体の提案を踏まえて規制の緩和等を検討する枠組みを通じ、連携ビジョンに基づき実施するプロジェクトに関する検討依頼があった場合には、関係府省は、可能な限り規制の緩和等に取り組む。

各府省が所管する補助事業等のうち、連携ビジョンに基づくプロジェクトに対して 支援を行うものの一覧(1/5)

別紙

○ 標記に該当するものは、下表のとおり。(7府省28事業)(令和8年1月28日時点)

※ 予算年度が「R8当初」となっている事業の掲載内容については、政府予算案ベース(閣議決定後)の内容

※ 優先採択の内容は、「審査上の加点」

順位	所管省庁	補助金等の名称	補助金等の概要	対象	補助率	予算年度	備考
1	内閣府	地域未来交付金 (地域未来推進型)	地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援するもの。	自治体	1/2等	R7補正 R8当初	広域リージョン分創設 ^(注1)
2	内閣府	地域未来交付金 (デジタル実装型)	デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援するもの。	自治体	1/2等	R7補正	優先採択
3	内閣府	地域未来交付金 (地域防災緊急整備型)	避難生活環境の改善をはじめ、防災・減災に必要な資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援するもの。	自治体	1/2	R7補正	優先採択
4	内閣府	官民連携地域金融力促進事業	知見を有する事業者を通じた伴走支援等を行いながら、地方公共団体と金融機関が連携して課題解決に取り組む実証事業を行うもの。	地域金融機関等	定額	R7補正	優先採択
5	総務省	地域社会DX推進パッケージ事業 (推進体制構築)	デジタル技術を活用した地域課題の解決に取り組む地方公共団体を対象に、伴走支援事業者による支援を通じて、地域DX推進体制の構築・拡充、地域DXの取組の推進を支援するもの。	地方公共団体 民間団体等	10/10	R7補正	優先採択
6	総務省	地域社会DX推進パッケージ事業 (先進的通信システム活用タイプ)	ローカル5GやAPN等の新しい通信技術を活用して地域課題の解決を目指す先進的な課題解決モデルの創出・横展開を支援するもの。	地方公共団体 民間団体等	10/10	R7補正	優先採択

(注1)広域リージョンとして実施する事業については、通常の申請上限件数・交付上限額に加え、1リージョンあたり申請可能な事業数を最大5事業まで／単年度当たりの交付上限額(国費)を最大10億円まで申請を可能とする。

各府省が所管する補助事業等のうち、連携ビジョンに基づくプロジェクトに対して 支援を行うものの一覧(2/5)

別紙

	所管省庁	補助金等の名称	補助金等の概要	対象	補助率	予算年度	備考
7	文部科学省	地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	地域社会と大学間の連携を通じて、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図るとともに、地域を牽引する人材を育成するもの。	大学	定額	R8当初	—
8	文部科学省	「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業	高等教育機関の長と地方公共団体の首長らが地域の将来像や人材育成を議論する協議体(地域構想推進プラットフォーム)を構築し、当該協議体に配置されるコーディネーターを中心とした産学官金連携を通じて、高大改革を含む魅力的な高等教育機関づくりを推進するもの。	民間団体等	定額	R8当初	—
9	文部科学省 (文化庁)	文化芸術創造拠点形成事業	地域文化振興に係る機能強化を図るため、地方公共団体が専門的人材を活用して実施する地域アーティストの活動支援や、地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動等の総合的な取組を支援するもの。	地方公共団体	1/2 (上限6,000万円)	R8当初	—
10	文部科学省 (文化庁)	アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業	アーティストの創造力を活用した特色ある地域活性化を図るため、文化芸術団体等が国内外のアーティストを招へいして実施する、地域住民等と協働した創作や研究・調査、発信に係る地域滞在型の取組を支援するもの。	地方公共団体 民間団体	上限400万円	R8当初	—
11	文部科学省 (文化庁)	地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産)	文化振興とともに地域活性化を図るため、地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援するもの。	実行委員会等	上限85%	R8当初	—
12	文部科学省 (文化庁)	本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業	それぞれの地域だからこそ提供できる本物の日本文化を体験・体感することを通じて、文化に対する理解を深め、外国人観光客を中心に、来訪者の滞在長期化・リピーター化を図る取組を促進するもの。	地方公共団体 民間団体 DMO等	1/2等	R8当初	—
13	文部科学省 (文化庁)	NEXT日本博(仮称) ①新連携・新領域文化コンテンツ創出委託事業 ②地域固有文化コンテンツ創出補助事業	インバウンドの地方誘客・消費拡大を図るため、海外に高い訴求力を有するアニメ・マンガ等の活用や、多様な領域の掛け合わせ、ナイトカルチャーの充実など新たな価値創出を進め、地方において魅力ある文化コンテンツを創出する取組を支援するもの。	①地方公共団体 民間団体等 ②民間団体等 ^(注2)	①定額 ②1/2等	R8当初	—

(注2)地方公共団体が直接補助事業者になることはできないが、実行委員会名義での申請は可能。

各府省が所管する補助事業等のうち、連携ビジョンに基づくプロジェクトに対して
支援を行うものの一覧(3/5)

別紙

	所管省庁	補助金等の名称	補助金等の概要	対象	補助率	予算年度	備考
14	農林水産省	フードテック支援事業	フードテックビジネス実証事業(フードテック等を活用した新たな商品・サービスを生み出すビジネスモデルを実証する取組を支援)を支援するもの。	民間団体等	1/2 (本事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費について予算の範囲内で補助)	R8当初	優先採択
15	農林水産省	大規模輸出産地モデル形成等支援事業	輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るために、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援するもの。	都道府県協議会等	定額	R8当初	優先採択
16	農林水産省	農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策推進・整備事業(農泊推進型)	農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援するもの。	協議会等	定額等	R8当初	優先採択
17	経済産業省	地域の人事部支援事業	中堅・中小企業の自律的成長や地域における良質な雇用の拡大拡大や認知度向上を目的とし、民間事業者等が地域企業群や関係機関と連携し、地域一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援するもの。	民間団体	2/3、1/2等	R8当初	—
18	経済産業省	中堅・中核企業の経営力強化支援事業	地域ブロックごとに採択したプラットフォーム事業者を通じて、地域の中堅・中核企業と支援機関とのマッチングや専門家派遣等を実施することで、中堅・中核企業支援のエコシステムの確立を支援するもの。	民間団体	2/3	R8当初	—
19	国土交通省	社会資本整備総合交付金(広域連携事業)	広域にわたる人の往来又は物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、複数都道府県が連携・協力して取り組む基盤整備等を支援するもの。	都道府県	45%	R7補正 R8当初	一定の条件下で 「重点配分」(注3)
20	国土交通省	中小企業等連携モーダルシフト・中継輸送等促進事業	日本全体の物流ネットワークの再構築に向けて、地域の中小荷主・トラック事業者等が連携して荷量を確保し、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送、共同輸配送等につなげるための取組の検討や資機材の導入等を支援するもの。	協議会	1/2等	R7補正	優先採択

(注3)広域リージョン連携宣言及び連携ビジョンに記載した、広域地方計画に位置づけられた広域連携プロジェクトについて、広域地方計画協議会の検討を経て作成された「広域的地域活性化基盤整備計画」にも記載される場合に重点配分。

各府省が所管する補助事業等のうち、連携ビジョンに基づくプロジェクトに対して
支援を行うものの一覧(4/5)

別紙

	所管省庁	補助金等の名称	補助金等の概要	対象	補助率	予算年度	備考
21	国土交通省	地域物流脱炭素化促進事業	地域物流の脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーである太陽光、次世代エネルギーである水素・バイオマス等を活用した先進的な取組を行う際の充電・充填・精製装置の整備・改修や資機材の導入等を支援するもの。	民間団体等	1/2以内	R7補正	優先採択
22	国土交通省	地域生活圈形成リーディング事業 (調査業務)	日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に資する先導的な取組や人材育成に対し費用の支援を行うことにより、地域の多様なステークホルダーから構成される主体の育成を図るもの。	官民連携団体	2/3等	R7補正 R8当初	—
23	国土交通省	民間拠点施設整備事業(まち再生出資事業)	広域的な人流・物流の活発化による地域活性化を推進するため、広域的地域活性化法に基づき民間事業者が国土交通大臣の認定を受けて実施する拠点施設の整備について、民間都市開発推進機構の出資等により支援するもの。	民間事業者	出資等	R8当初	—
24	国土交通省	観光MaaS推進事業	複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するMaaSを活用して、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策に資する取組を支援するもの。	地方公共団体 民間団体 協議会	2/3	R7補正	優先採択
25	国土交通省 (観光庁)	DMO総合支援事業	観光地域づくり法人(DMO)が広域的な戦略の下で関係者と連携し、地域の実情に応じた柔軟な事業を推進することで、地方誘客や地域周遊・長期滞在の促進を支援するもの。	地方公共団体 登録DMO等	2/3等	R8当初	—
26	環境省	「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業	国民の「新しい豊かな暮らし」の実現及びこれを支える製品・サービス等への大規模な需要創出を図るため、国民の行動変容・ライフスタイル転換を通じた暮らしの改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトを支援するもの。	地方公共団体 民間団体	1/3 (上限3億円)	R7補正 R8当初	優先採択
27	環境省	良好な環境を活用した観光モデル事業	地域特有の自然や文化の保全が行われてきた地域において、自然資本の磨き上げとその利活用に取り組み、「良好な環境」を活用したインバウンド観光の推進を図ることを目的としたモデル事業を実施するもの。	地方公共団体 協議会等	定額	R8当初	—

各府省が所管する補助事業等のうち、連携ビジョンに基づくプロジェクトに対して
支援を行うものの一覧(5/5)

別紙

	所管省庁	補助金等の名称	補助金等の概要	対象	補助率	予算年度	備考
28	環境省	脱炭素型循環経済システム構築促進事業	循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を通じたカーボンニュートラルの実現を目的に、化石由来資源の代替素材開発やリサイクル技術の高度化等の課題解決に向けた、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証を行うもの。	民間団体 大学等	1/2等	R8当初	—
参考	内閣府	スタートアップ・エコシステム拠点都市	地方自治体・大学・民間組織からなるコンソーシアムを対象に、「スタートアップ・エコシステム拠点都市形成計画」を公募し、スタートアップ・エコシステムの拠点となる都市を選定するもの。 ※本事業は現時点で新規募集予定はないが、連携ビジョンに基づくプロジェクトの一部として実施し得るもの。	協議会等	—	—	—